

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年4月14日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 9 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	定期検査中の圧力抑制室内の点検において、グレーチングの止め金具1個(約3cm×3cm)、ビニール片1個(約8cm×8cm)を確認したため、回収。	D	
2	1号機	非常用ディーゼル発電設備(B)機関の加速度停止試験時、ロックアウト継電器の復帰不良(動作後、固くて復帰しにくい)が認められたため、当該ロックアウト継電器を交換。	D	
3	1号機	第1給水加熱器(A)給水入口弁(電動)において、同弁を操作スイッチで閉めようとしたところ、閉できない(開固着)ことが認められたため、当該弁を点検・補修。	D	
4	4号機	タンクベント処理系排風機出口配管液位計点検時、ドレン配管に詰まりが認められたため、当該ドレン配管を点検。	D	
5	4号機	主排気ダクト点検時、エキスパンションジョイント下部カバー(8箇所)に腐食が認められたため、当該腐食部を補修。	D	
6	1,2号廃棄物処理設備	低電導度廃液サンプポンプ(B)運転時、同ポンプの汲み上げ不良が認められたため、当該ポンプを点検。	D	
7	その他	第2予備品倉庫天井レーン(No.1)西側走行用電動機点検時、電磁ブレーキ部品に不良(ブレーキパット剥がれ)が認められたため、当該電磁ブレーキを補修。	D	
8	その他	廃棄物処理建屋排気筒放射線モニタ点検に伴う「県テレメータシステム連絡表」(ファックス)を誤って一般家庭に送信したため、送信したファックスを回収、対応検討。	D	
9	その他	崩壊熱温度評価ツール(表計算ソフトで構築)のソフト改良時、評価条件のリンク先(冷却系統)の未変更(失念)が認められたため、対応検討。	対象外	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353